

## ～ 本資料の活用に当たって～

日本には7.4%、約14人に1人、心身に機能の障害のある人がいると言われています（厚生労働省）。2020年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催される記念すべき年であり、多くの人々が共生社会に対する理解を深め、その実現の重要性を共有することが期待されています。それは障害の有無に関わらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することでもあります。

その共生社会の礎となる学校教育は大きな変革の時期に入っています。幼稚園、小学校、中学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部及び高等部の学習指導要領が公示され、全面実施も幼稚園、小学校から始まっています。特別支援教育の理念である『幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う』文部科学省（平 19）特別支援教育の推進について（通知）ことは、障害のある幼児児童生徒にとってはもちろんのこと、特別な支援を必要としている全ての幼児児童生徒にとって不可欠です。

本資料「特別支援教育の理解のために 一人一人を大切にした教育」は、一人でも多くの皆様方に特別支援教育を理解して頂くために作成したものであり、主に当センターで行う研修会で活用されております。本年度も、新たな情報を加えた上で、特別支援教育の基礎・基本、特別な支援を必要としている幼児児童生徒への具体的な指導・支援の内容を充実し、より分かりやすい内容になるように心掛けて編集しました。全ての学校における特別支援教育の更なる充実に向け、本資料を手にした受講生の方のみならず、各学校等での研修においても御活用いただきたいと思います。

本資料を活用することにより、埼玉県の幼児児童生徒一人一人が、その持てる力を最大限に発揮し、自信と希望に満ちあふれた生活が送れることを願っております。

なお、本資料の全文は、当センターホームページからも御覧いただけます。